

託送料金相当額について

大分ガス株式会社

当社の導管等の供給施設に関する費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含まれます。）が負担しており、お客さまにお支払いいただくガス料金に含まれております。託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。

なお、より詳しい内容につきましては、当社ホームページに「託送供給約款」を掲載しておりますので、ご確認ください。

1. 2部料金の場合〈主に家庭用・小規模業務用のお客さま〉

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

託送料金表（2部料金）

（税抜）

適用区分		定額基本料金 （円/月）	従量料金単価 （円/㎡）
料金表A	0 ㎡から 20 ㎡まで	345.00	88.74
料金表B	20 ㎡を超え 245 ㎡まで	495.00	81.23
料金表C	245 ㎡を超える場合	2,296.00	73.88

【計算例】 使用量 18 ㎡/月 の場合〈適用区分 料金表A〉

$$\begin{aligned}
 & \text{（定額基本料金）} \quad \text{（従量料金単価）} \quad \text{（ご使用量）} \\
 & 345.00 \text{ 円} \quad + \quad 88.74 \text{ 円} \quad \times \quad 18 \text{ ㎡} \quad = \quad 1,942 \text{ 円}^* \quad \text{（小数点以下切捨て）}
 \end{aligned}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます

2. 3部料金の場合〈主に業務用・産業用のお客さま〉

ガス小売事業者（当社を含みます。）が、契約時に下記の3つの料金種別の内1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量^{※1}）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

託送料金表（3部料金）

（税抜）

料金種別	定額基本料金 (円/月)	流量基本料金単価 (円/月・m ³)	従量料金単価 (円/m ³)	低圧導管利用に係る 従量料金単価加算額 ^{※2} (円/m ³)
料金表D	6,400.00	384.00	4.30	0.83
料金表E	20,700.00	384.00	2.35	
料金表F	149,000.00	384.00	1.11	

※1 契約最大払出ガス量（m³）は託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます

※2 道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として1m³につき0.83円(税抜)が従量料金単価に加算されます

【計算例】

料金表E 契約最大払出ガス量 50 m³、使用量 10,000 m³/月、低圧導管利用の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{(定額基本料金)} \quad \text{(流量基本料金)} \quad \text{(従量料金)} \quad \text{(低圧加算分)} \\
 & 20,700.00 \text{ 円} + 384.00 \text{ 円} \times 50 \text{ m}^3 + 2.35 \text{ 円} \times 10,000 \text{ m}^3 + 0.83 \times 10,000 \text{ m}^3 \\
 & = 71,700 \text{ 円}^*(\text{小数点以下切捨て})
 \end{aligned}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます